

# 長崎県レディースバドミントン連盟規約

## 〔第1章 名称及び事務局〕

第1条 この連盟は、長崎県レディースバドミントン連盟（以下連盟）と称する。

第2条 本連盟の事務局は、理事長在住地に置く。

## 〔第2章 目的及び事業〕

第3条 本連盟は、レディースバドミントン競技の普及と技術の向上をはかり会員相互の親睦融和を深めるとともに、健康とスポーツ精神の養成に寄与する事を目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) バドミントン競技に関する各種大会の開催
- (2) バドミントン競技に関する研修会、指導普及
- (3) その他、本連盟の目的を達成するのに必要な事項。

## 〔第3章 組 織〕

第5条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同する県内のバドミントンを愛好する各都市レディースバドミントン連盟会員をもって組織する。

第6条 本連盟は、長崎県バドミントン協会に加盟し、その登録団体となる。

## 〔第4章 役 員〕

第7条 1 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 1名、 顧問 若干名、 理事長 1名、  
副理事長 若干名、 常任理事 若干名、 理事 若干名、 監査 2名、

第8条 会長・副会長・理事長・副理事長は常任理事会において推挙し、理事会において承認を得る。

第9条 会長は本連盟を代表し、会の運営を総理する。副会長は会長を補佐し、事故ある時はその職務を代理又は代行する。

第10条 理事長が本連盟の業務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代理又は代行する。

第11条 監査は理事会において選任し、会計を監査する。

第12条 理事は**本連盟加盟団体**より選出する。

**常任理事は各都市理事長及び本連盟理事より選出し、理事会において承認を得る。**

第13条 本連盟の役員の任期は2年とし再選を妨げない。  
補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

〔第5章 会議〕

第14条 本連盟の会議は常任理事会及び理事会とする。

第15条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 収支決算の報告ならびに承認
- (2) 事業計画
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の選任
- (5) その他本連盟の目的達成のための重要な事項

第16条 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事をもって構成する。

第17条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成する。

第18条 理事会及び常任理事会は理事長が招集し、必要に応じ臨時理事会を開催する。

第19条 本連盟の会議はすべて、出席者の過半数の賛否をもって決める。

〔第6章 経費及び会計〕

第20条 本連盟の経費は、登録料及びその他の収入をもってこれにあてる。

第21条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

〔第7章 慶弔〕

第22条 本連盟に慶弔規程を定める事とし、慶弔規程は別に定める。

〔附 則〕

第22条 この規約にない事項は、遂次理事会で補充する。

本規約は昭和50年4月1日より施行する。

本規約の一部改正は平成31年4月1日より施行する。

本規約の一部改正は令和2年4月1日より施行する。

本規約の一部改正は令和4年4月1日より施行する。

本規約の一部改正は令和6年4月1日より施行する。

〔事務局〕 長崎県レディースバドミントン連盟

理事長 馬場 幸恵

長崎県長崎市宿町560-1 505号 TEL 090-7449-5941

令和6年4月1日